

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和5年6月13日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

6月13日

| | |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件----- | 1 |
| 開会の宣告----- | 2 |
| 市長挨拶 | |
| 委員会記録署名委員の指名----- | 2 |
| 議案第36号所管分の審査----- | 2 |
| 質疑（塚本崇委員、光好博幸委員、村上英明委員、安藤薫委員、野口博委員） | |
| 議案第54号の審査----- | 8 |
| 質疑（塚本崇委員、村上英明委員、安藤薫委員） | |
| 議案第57号の審査----- | 14 |
| 質疑（塚本崇委員） | |
| 採決----- | 15 |
| 閉会の宣告----- | 15 |

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年6月13日（火）午前10時 2分 開会
午前11時14分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

| | | | | | |
|-----|------|------|-----|----|------|
| 委員長 | 三好義治 | 副委員長 | 野口博 | 委員 | 安藤薫 |
| 委員 | 村上英明 | 委員 | 塚本崇 | 委員 | 三好俊範 |
| 委員 | 光好博幸 | | | | |

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
副市長 奥村良夫 副市長 福渡隆 総務部長 山口猛
消防長 松田俊也 同部次長兼消防署長 幸田英基
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子
消防本部副理事兼警備企画課参事 林州次
市民税課長 石坂直樹 消防総務課長 大藪忠
予防課長 大坪孝志 警備企画課長 角田哲志
救急救命課長 小田原利博

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

議案第36号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
議案第54号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第57号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時2分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。このところうとうしい梅雨空が続いているようでございます。本日はお忙しいところ、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、さきの本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきます。どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第36号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 議案第36号に関しまして、1点だけお聞きします。

今回の補正におきましては、寄附金で、1,200万2,000円の部分が3,000万円になっています。4ページを見ますと、消防費で3,000万円が、繰越明

許費として記載されており、同じ額になっております。この辺の絡みがあるようでしたらお教えてください。

○三好義治委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 それでは、3,000万円の経緯につきましてご説明申し上げます。

救急自動車等の購入費の寄贈を受けるに至った経緯についてでございます。市内事業者がコロナ禍における救急需要の逼迫であったり、消防職員の感染拡大による人員不足など、全国的に過酷である救急事情が本市においても例外ではないことを十分に認識していただき、救急自動車等の購入費の寄贈について申出をいただいたところでございます。

その後、事業者と頻回の協議によりまして、救急自動車と高度救命処置用資機材の購入に充てることで、現金3,000万円の目的寄附として頂くことになったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。本当に大変な救急事情の中で、こうした寄附を頂いたことは本当に感謝申し上げたいと思います。

そして、救急隊員の方々については、本当に大変な中で従事されていると思います。市民の安全・安心を守るために、しっかりと今後も活躍していただけるようお願いしまして、これで質問を終わります。

以上です。

○三好義治委員長 次に、光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。それでは、私も1点だけ確認も含めてお聞かせください。

今、塚本委員からもありましたけど、1

1 ページの機械器具費が繰越明許費として4 ページに記載されております。今ご答弁がありました救急自動車ですけれども、スケジュール面について、どういった進め方をするのかを1 点お願いします。

○三好義治委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 救急車購入のスケジュールについて、ご答弁申し上げます。

納車までの流れにつきましては、今回6 月議会において補正予算案を可決いただいた後に、7 月初旬に救急車両と高度救命処置用資機材の入札を実施する予定でございます。

救急車両につきましては、予定価格が2,000 万円を超えるものとなるために、落札業者とは仮契約までといたしまして、改めて9 月議会で議決をいただいた後に本契約を締結することになるものと考えております。

高度救命処置用資機材につきましては、落札業者が決定次第、本契約を締結する見込みとなっております。

救急車両の納車時期につきましては、現在のところ年度内に収まるかどうかも含めて不透明でありますけれども、できるだけ早期の納車を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました、ありがとうございます。

このような車両は、納期が長くなったり、人件費とか物価高騰等々で予算にも影響してくる可能性もあるかと思っております。

冒頭にありましたように、せっかく3,000 万円の寄附をしていただいていることもあります。しっかり機能面・性能面を作り込んでいただいて、ぜひいいものを

導入していただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○三好義治委員長 次に、村上委員。

○村上英明委員 私からは2 点ほど、ご質問させていただきます。

1 点目、先ほどもありました4 ページの繰越明許費で、消防関係で計上されております。先ほどのスケジュール感の中で、9 月議会以降に本契約を締結とのことでございました。基本的に予算を立てるのであれば、年度内執行が基本ではあるけれども、年度内に執行できないかもしれないために繰越明許費を計上していると思っております。その中で車両関係では、今の電子部品等々の関係で、一般車両も遅延等々があって、納期がなかなか見えないと思っております。この中で、車両と資機材の両方とも繰越明許費で計上されており、資機材においても年度内執行ができない見込みをされていると思っております。その後の考え方を、1 点目にお尋ねします。

2 点目は、8 ページ、国庫支出金の中で、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が計上されております。今回につきましても、歳出面は、他の所管でありまして、総額的には、市も財政調整基金を投入して、今回物価高騰に対しての支出をされていると思っております。この歳入面の臨時交付金の金額の算定の考え方について、2 点目にお尋ねします。

以上です。

○三好義治委員長 幸田次長。

○幸田消防本部次長 まず1 点目の、高度救命処置用資機材を含めた繰越明許の考え方についてご説明申し上げます。

高度救命処置用資機材の中にも海外製品が多々含まれておりまして、入札時期、

そこからの調達となりますのと、あと車両の据付けのモニター、車両の艤装とともに壁に取り付け、酸素吸入器等々、高度救命処置用資機材の中に含まれております。どうしても車両の調達と艤装、その一体物となって、そこに取り付けが終わった段階が1セットで、高度救命処置用資機材の中に含まれますので、その部分について最終的には支払いが、納車時期と一緒に引っ張られてしまう事情もございます。そのため、繰越明許費と一緒にさせていただいてご理解いただけたらと思っております。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、私から国庫支出金の考え方についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国で臨時交付金として閣議決定されたことにより1兆2,000億円の物価高騰対策予備費の増額が措置されたところでございます。摂津市の交付金につきまして、今回上げさせていただいている推奨事業に係るメニュー分といたしましては、1億7,941万4,000円を交付限度額とするとの通知がございましたので、その交付限度額についての予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点目の消防費の関係につきましては、先ほどご答弁等々もございました。車への装備品関係もあって、全部が装備された中での納車とのこと。今年度の執行を目指すけれども、次年度の納車があり得るため、今回は繰越明許費として計上されていると思います。

ただ、寄附者の思いとか、現状の救急車

出動件数等々も踏まえて、一日でも早く納車できるように取組をお願いします。

2点目、この臨時交付金につきましては、国から金額が示されたとのこと。ある程度分かれば教えてほしいのですが、算定の仕方、例えば人口比であるとか、財政の絡みが出てくるのか、また国からこういう形で算定をしたというのが分かれば、教えていただきたい。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾総務部副理事 それでは、2回目のご質問にお答えをいたします。

こちらの限度額については、人口や物価上昇率を基礎として算定した額としており、算定式には細かいところがございます。申し訳ございませんが、今手元に詳細な資料がございませんので、また後ほどお示しさせていただければと思います。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 この交付金等々につきましては、市町村単位で交付額が決まってくると思います。資料や説明等々もお願いをしながら、予算計上した限りは、しっかりとした執行をお願いしたいということで質問を終わります。

○三好義治委員長 次に、安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

私も寄附金と消防資機材、救急車両購入についてお聞きしておきます。非常にありがたい寄附でありまして、救急車両が1台増車になると理解しています。救急車両の現状の配置状況、運営指針との関係、また今後増車された後の体制、運用の方法等、どう変わっていくのかご説明いただきたい。

○三好義治委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 救急車の運用についてのご質問にお答えいたします。

救急自動車が納車されますと、消防本部における救急自動車の所有台数が5台となるものでございまして、このうち更新を間近に控えます車両を非常用救急自動車として運用する予定でございます。

現在は専任救急隊を2隊と消火隊、消防隊を兼務いたします救急隊が2隊、合計4台の車両を運用する救急体制でございます。これらの車両に不具合が出て、修繕する際であったり、法定点検、車検等で一定期間運用ができなくなると、1台を減じた状態での体制となります。その場合、残りの3台にかかる負担が大幅に増加して、結果的に本市の救急体制が脆弱となっている状況にございます。

今回、非常用救急自動車としての運用が可能となることで、修繕・検査等々で運用を停止する車両がございまして、その車両の穴埋めができることとなります。常に4台の救急自動車が運用できる体制を維持できること、さらに大規模災害が発生した際には非常招集をした職員によりまして、非常用救急自動車の運用ができるようになります。このことは、消防本部にとってはもちろんですが、ひいては市民の皆さんにとられても大変有益であるものと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

新型コロナの感染爆発のときには、救急車両が出払ってしまうなど、大変市民にとっても、救急隊員の皆さんにとっても本当に苦勞の多かったことだと思います。1台増車されることは、今ご説明いただいたように市民にとっても大きなプラスだと思います。

更新の近い救急車を非常用にとのこと

であります。これは常時4台体制ですけれども、場合によっては5台同時に運用することもあり得るのでしょうか。

それから、非常用ですから更新の近いものを非常用に置いておくと、稼働率そのものが低い車になってきます。いざ必要とされたときの運用はきちんと管理はされると思いますけれども、その点についてはどうなのか、確認させてください。

○三好義治委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

非常用の救急自動車を5台目として運用といいますか、常に5台の運用はできません。先ほどご答弁させていただいたように、大きな災害が発生した際であったりとか、台風が来る際、事前に非常招集をかけた職員を増員している場合には、5台目を運用することがあるかと考えております。

救急自動車の整備につきましては、毎週機械や積載物の点検を行っております。その点につきましては整備等々はきちっとやっていくことになると思いますので、よろしく願います。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

本当に貴重な寄附による購入でありますので、最大限生かせるように運用していただきたい。それと併せて、消防の体制が兼務されている部分もたくさんあると思います。人員も補強されつつあるとお聞きしてきましたが、人員体制についてもそれぞれの職員の健康であるとか、必要に応じて増員を図ることについても、寄附に応えられる体制を整えていただきますようお願いしておきます。

以上です。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 今議論になっている物価高騰対策の割引券に絡んで、財源として、臨時交付金の約1億8,000万円と、財政調整基金の約2億7,000万円を超える金額が使われております。時期的には6月に入っておりますので、令和4年度の決算状況についてもいろいろ模索しながら、コロナが5月8日に5類に移行しました。今時点でこの交付金はどうであったのかについて確認します。

まず、昨年から取り組んできたプレミアム商品券が約71.4%の消化率で、当時は臨時交付金も3億数千万円活用して、この制度が実施されました。一つは、令和5年度に入って、5月8日からコロナが5類になりました。3年間に及ぶコロナ感染拡大の下で、国の対策としてこの臨時交付金が、各自治体に配分されました。

摂津市に配分されたこの間における交付金の総額について、分かれば教えていただきたい。

もう一つは、基金の問題であります。いつも各年度の基金残高に係る資料を頂いておりますので、お伺いしたいと思います。

間もなく決算の作業に入ってくるかと思えます。この財政調整基金、今回は約2億7,000万円を活用しようとしております。減債基金、公共施設整備基金、そして私どもが強調している土地開発基金については、14億円が今利用されています。土地開発基金の残高としては、11億円だと思います。それぞれの基金残高について、どういう金額になるのか。それと併せて、決算の見込みで、それぞれの基金残高はどうなるのか。以上2点について、まず教えてください。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、1点目のご質問で、今までの臨時交付金の総額とのごことでございました。申し訳ございません、資料でございますが、令和4年度、令和3年度、令和2年度につきましての交付決定額の資料になりますので、そちらでお答えをさせていただければと思います。

まず、令和4年度の臨時交付金の交付決定額につきましては6億2,817万円でございます。

次に、令和3年度の臨時交付金の交付決定額といたしましては3億3,292万円でございます。

令和2年度につきましては7億4,213万1,000円でございます。交付金についての実績につきましては、市のホームページのところに地方創生臨時交付金の活用状況について掲載させていただいております。

二つ目のご質問でございます。基金の残高で主要な基金、もちろん令和4年度につきましては、現段階では決算見込みでございます。

それと令和5年度につきましては、今回の補正を含めまして取崩し等を予算ベースで考え、令和5年度末の現在高をお答えさせていただきたいと思えます。

まず、主要基金の中で財政調整基金は令和5年度末で約48億円の予定となっております。

続きまして減債基金は、令和5年度末現在高で約16億円の見込みとなっております。

もう一つ、公共施設整備基金につきましては、令和5年度末の現在高につきまして約42億円でございます。

あと、基金全体で申し上げますと、その

他の目的基金も含め、全体では令和5年度末現在高の見込みといたしましては、約130億円となっております。

以上でございます

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 令和2年度、令和3年度、令和4年度で約17億円のお金が、国から臨時交付金として入ったわけでありまして。これまで、いろいろ議論させていただいて、大阪府独自でプラスして、コロナ対策を行うことはあまりないわけでありまして。摂津市ではこの間いろいろ議論させていただいて、いわゆる一般財源としていろんな活用させていただいて、その都度いろんな対策を取っていただいていることについては、一定了としておきます。

それで今、僕がお聞きしたいのは、令和5年度ではなくて、令和4年度の決算見込みの金額をお尋ねしたわけでありまして。頂いた資料を見ますと、財政調整基金が、令和3年度末の残高で75億円でありました。令和4年度末現在高は74億円です。減債基金については、令和3年度末、決算額でありますけれども、16億円は令和4年度末も見込みで、同じ16億円です。公共施設整備基金についても、令和3年度末現在高は49億円です。同じく令和4年度末の見込みについても49億円との数字であります。これを含めて、今は6月に入っておりますので、6月議会の段階でこういう現在高になりますけれども、令和3年度末とほとんど変わりません。これを含めて今の動きを見て、令和4年度末の決算見込み額、基金についてはどうなのかをお尋ねします。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 失礼いたしました。令和5年度末現在高ではなく、令和4年度

末現在高でいかかのご質問でございます。先ほど野口委員からお話ございました、見込みの段階ではございますが、財政調整基金につきましては約74億円、減債基金につきましては約16億円、公共施設整備基金につきましては約49億円になっておりまして、あと土地開発基金につきましては、見込みで約11億円となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 その基金の残高、これを踏まえて、これから決算額を確定していきます。この上に立って見込みはどうなのかを聞いているわけで、増える要素はありますけれども、その点も含めて担当としてお答えいただきたい。今回、約1億7,900万円の臨時交付を受けました。1.2兆円のうちの7,000億円からの配分でありまして。当時はもうこれで、交付金としてはないとの判断もありました。国はこれに追加して交付金を拠出したこととなります。そういう絡みから、これからこの臨時交付金について、国の動きを見ていただいて、また追加としてあるのか、それとも終わりの見込みについても、この際にお聞きしておきます。

○三好義治委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 そうしましたら基金の見込みにつきましてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げた見込みから変わるかわからないかのお話でございましたが、決算見込みにおきましてお答えをさせていただきましたので、先ほど申し上げた金額で見込んでおります。

続きまして、臨時交付金の今後の見込み

でございますが、国の動き等につきましても、今後また交付金があるかどうかにつきましては、今のところ不明でございます。またその辺りのところは国の動き等も見ながら、そういう動きがございましたら、そのための事業等も考えていかなければならないと思っております。現在のところは、その動きはつかんでおりませんので、今のところはないかと感じております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最後にします。結果的に令和4年度の四つの主要基金の残高については、令和3年度の決算額と変わらないとのことであります。

これだけいろいろ臨時交付金を活用したり、いろんな対策も組んで、当初たくさん基金繰入額を入れ込んで予算を組んで1年間経過そうとしております。決算見込みとしては、四つの主要基金で同じぐらいが残るとの見込みです。今日確認させていただきましたので、市民の皆さんの暮らしぶり見ていただいて、今回割引券を実施しようとしております。さらに状況をつかんでいただいて、市としてできる物価高騰対策を頑張るって実施に向けて動いていただきたいことを申し上げて、質問を終わります。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第54号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、今回の市税条例の一部改正についてお伺いします。

1点目、個人市民税の関係になります。第30条の2の部分で、項目、文言が追加されております。こうした部分はデータベースの活用によって、同じことを書かなくていいのは非常に便利になると思います。ただ個人情報の取扱いにおいて、セキュリティ・クリアランスの導入等をご検討されているのかどうかをお伺いします。

2点目、森林環境税についてです。これについては、府税との関係がどうなのか。その配分について、現在分かっている範囲で、摂津市にどういう恩恵があり得るのかを教えていただきたい。

以上2点、よろしく申し上げます。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 それでは、ご質問につきましてご答弁申し上げます。

まず1点目、第30条の2についてでございます。給与所得者の扶養親族等の申告書につきまして、これまで扶養親族の氏名等を毎年記載の上で、給与支払者を通して市町村に報告しておりました。これについて、前年と同様でありましたら、その内容につきましては前年と同様という記載の下に、記入を省略することができるものでございます。

こちらは、扶養親族につきまして、個人番号記載の書類の管理を厳格にするもので、もともとの個人番号の管理セキュリティに基づいて同等の取扱いとして、書類を保管することが義務づけられておるところでございます。

次に、2点目のご質問でございます。森林環境税と府税との関係で、まず今回、来年度導入予定の森林環境税につきまして、これまでの住民税の均等割、市民税、

府民税、それぞれに加えて、国税として徴収することになっております。こちらは、令和5年度までは府税の均等割の中に300円の森林環境税が上乗せになっておりましたものが令和5年度で終わりました、国税として令和6年度から均等割に合わせて徴収することで予定されておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

セキュリティ・クリアランスに関しては、国でも議論はされております。やっぱり資格者が扱うと、情報を取り扱うところで、漏えいであったり、報道されているような誤記載とか誤入力を防ぐ意味もございませう。一定そういった制度を、市全体として一回ご検討いただければと思います。

森林環境税については、この内容で理解いたしました。

以上です。

○三好義治委員長 次に、村上委員。

○村上英明委員 私からは2点お尋ねをします。

1点目は先ほどありました森林環境税の件でございます。今回、個人住民税の均等割がかかる方については、1,000円を森林環境税として設けていくとのことですが、これは、増税になるのかと思うのですが、実際調べたところ、住民均等割が、府民税と市民税と分かれていて、府民税も減額になって市民税も減額になって、トータルとすれば税額は変わらないと思うのですけれども、その確認を1回目させていただきます。

2点目は、軽自動車税の関係で、今回特定小型原動機付自転車があります。この対象の台数をどのぐらい摂津市として見て

おられるのか、あと軽自動車税の申告の関係が7月から出てくると思っています。そのスケジュール感も含めて確認をさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目ですけれども、森林環境税につきまして、現在個人住民税の均等割につきましては、市民税が3,500円、府民税が1,500円、プラス府民税には300円の森林環境税が上乗せされております。

市民税の3,500円の内訳につきましても、3,000円の均等割にプラス復興税が500円加えられております。府民税も1,000円の金額に500円が復興税として上乗せされておまして、こちらの期限としましては、令和5年度までとなっておりますので、このまま特に延長等がございませぬ場合、基本的な市民税の3,000円、府民税の1,000円の均等割に加えて、国税の1,000円が来年度から加わると見込んでおります。

次に、2点目の軽自動車税の特定小型原動機付自転車の対象台数の見込みでございます。11年ほど前にご当地ナンバープレートを摂津市で導入しまして、初年度、8月からの導入だったんですけれども、そのときの原動機付自転車の新規の登録台数が年度中で大体六百七、八十台ございました。

以前は原動機付自転車で50ccのスクーターがまだかなり乗られていた時代だったと思います。今回、新しい原動機付自転車の区分ということで見込んでおるのは、その1割程度で、年度内で60台程

度の登録があるのではないかと、今のところ見込んでおります。

こちらにつきまして、実際の登録開始は7月1日になるんですけれども、7月1日、2日が土日になりますので、見込み台数としても特にその臨時的な申告受付をすることは必要ではないと判断をしております。開庁初日の7月3日から申告受付をさせていただくことで準備を進めておるところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 この森林環境税の件につきまして、市民からすれば、増税ではないとのことでいいのか、改めて確認も含めてさせていただきます。

今回の森林環境税は、国税でありますので、市が徴収してそのまま国に納付し、それが今度摂津市に交付金などで、環境保全関係に使うために、市に返ってくる流れとと思っています。確認ですが、今の森林環境税に関しまして、その使い道は、摂津市独自の考えとして使っていけるお金なのか、確認を含めてお聞きさせていただきます。

2点目、特定小型の原動機付自転車の件でございます。今回、キックボード等で、対象が16歳以上の方が乗れると思います。

そういう中で、しっかりとやっていただきたいということで、2点目については要望とさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 2回目のご質問に答弁させていただきます。

まず、こちらは増税ではないかとのことでございました。現在、上乗せされております復興税につきましては、市民税500

円、府民税500円で先ほどご案内したとおりでございます。そちらについて今のところ期限の延長については何もアナウンスを聞いておりません。このままいきましたら、その期限どおり上乗せ部分はなくなると理解しておるところでございます。

2点目の森林環境税の使い道で、その徴収した分の森林環境譲与税については、既に各市町村等にも配分等はされているとお聞きしております。そちらにつきましてはまだ目的に応じた形での使用になってくるのではないのかと思います。具体的にどう活用されているかは私も手元に資料がありません。申し訳ございません。

以上でございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 森林環境税の件でございます。補助金なのか交付金なのか分かりませんが、返ってきたときには、目的をしっかりと達成していただくよう取り組んでいただきたいということで、質問を終わります。

○三好義治委員長 次に、安藤委員。

○安藤薫委員 今回の市税条例改正です。大きく四つ改正点があると説明していただいております。そのうちの今も議論がありました森林環境税についてお聞きしておきます。

ご説明のとおり、住民税均等割と合わせて、一人年額1,000円の上乗せで徴収することとあります。実質的には負担増との認識をしているわけですが、そもそもこの森林環境税とはどんなものなのか。国税を市町村が課税をして、納めるとなっておりますが、森林環境税とはどんなものなのか。今も少し議論がありましたけれども、その点についてそもそもの部分をお教えいただきたい。

それから、市民税・府民税において、先ほども少しお話がありました。府民税において森林環境税が300円上乗せされていたものが今年度で終わるとのことです。それから、国が東日本大震災に関わって、地方の防災等に関わるいろんな財源を作るために均等割の標準税率で500円ずつ上乗せしております。これは2011年だったかと思いますが、何度か延長されたまま、先ほどお示しいただいたように、1,500円と3,500円になっていると思います。その経過について、数字の推移をお教えてください。

もう1点、今回の課税対象となる住民税の均等割の納税義務者に対して年額1,000円の上乗せをされていくとのことあります。

この住民税均等割納税義務者は、年収で言いますと、例えば給与所得での年収、それから年金収入での収入、恐らく違うと思います。大体どのぐらいの収入以上の方が対象になっているのか。また、現段階で、この均等割、課税されている方以上の方々の人数はどのぐらいの人数だと想定されているのか、1回目にお聞かせください。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 それでは、ただいまのご質問にお答えしてまいります。

まず、1点目、森林環境税につきまして、もともとどのようなものなのかのご質問と思います。こちらの目的としましては、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備、それら必要な地方財源を安定的に確保するものです。もともとのパリ協定の枠組みの下における目標に充てる費用を集めるために、平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税として導入されておるものでござ

います。

目的としましては、今申し上げたようにその森林整備、もしくは温室効果ガス排出削減が、その導入の目的となっております。

2点目でございます。上乗せ部分の500円についてでございます。こちらにつきましては、東日本大震災が起こりまして、その復興税で国民が広くその復興に当たる費用を負担するため、住民税につきましては10年間500円の上乗せを、市民税・府民税で上乗せすると、また所得税の国税につきましても、同様に所得税額の2.1%を合わせて徴収するものです。こちらの期限は、もうしばらく先になっておったかと思いますが、今回住民税につきましては、令和5年度までの期限となっております。

次に、均等割がかかる金額でございますが、基本的に給与収入の方で一人世帯の場合、給与収入100万円以下の方については、均等割も含めて住民税はかかってこないこととなっております。

最後、その均等割に該当する方ですが、撰津市での令和4年度末の数字で、大体納税義務者としては約4万3,000人おられます。そのうち、均等割のみ納めておられる方が約2,200人、これは4万3,000人の中に含まれる数字になりますが、本市では約2,200人おられまして、先ほどの森林環境税の1,000円を合わせて納めていただくことになると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

森林環境税についてご説明をいただきました。これは国税で、2019年に法律がつくられておりまして、パリ協定の問題

がやはり深刻だと、急な課題として、森林環境税の課税は2024年度からと今回の条例で提案されています。既に前倒しで森林環境譲与税として国から地方自治体に毎年支給されています。それは恐らく森林環境を守る目的で下りてきていると思います。

パリ協定に基づく環境保全であるとか、温室効果ガスを削減していくことにおいて、森林を守っていくという非常に重要なことであります。そういう意味での財源確保は決して否定するものではありません。

一方で、この財源を均等割、今ご説明いただいたように一人世帯で言えば、年収100万円という低所得の方々も含めて一律に徴収することについて、非常に疑問がある制度だと私は思っています。

この際お聞きしておきます。この森林環境税について、当初林野庁が政府に出していた税制の改正案の中では、当然温室効果ガス等を大量に排出している、もしくは森林等の開発をしている企業の負担も当然盛り込まれていたと聞いております。この森林環境税についての負担をされるところに法人が含まれているのかどうなのか、お分かりでしたらご説明をいただきたい。

それから、これはお答えできないのかもしれませんが、既に令和2年度から森林環境譲与税が毎年収入として摂津市でも計上されております。その使い道と、それから積み残しの部分についての使い方、分かりましたらお答えをいただきたい。

以上です。

○三好義治委員長 今回は条例に関わる部分の審査となりますので、理事者については分かる範囲でお答えください。

石坂課長。

○石坂市民税課長 ただいまの2回目の

ご質問にお答えさせていただきます。

まずは森林環境税で、企業の課税につきましてのご質問がございました。企業での負担部分につきまして、どういう議論がされているのか、もしくは法的にどういう制度がなされているのかは、こちらでも分からない部分でございます。申し訳ございません。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 森林環境税につきまして、当初、国会の論戦等を調べてみますと、やはり林野庁においても、森林の保全であるとか、環境保全という点において、法人のとりわけ大企業の負担についても触れられていた案が示されておりました。実際法案になって出てきたときには、法人の負担は全て却下されて、市民一人一人に対する一律の年額、広く浅く課税する形で出てきた経緯があることを認識しております。こういう点でも、税の在り方はいかなものかと私は認識をしているところでございます。

森林環境等を守っていくために一人世帯で100万円を超した方にも課税をしていくものでありますから、それが譲与税として地方自治体に下りてくると、森林のない摂津市にも下りてきていることと言うと、その使い道は非常に限定されると思います。

今日は歳出の面ではお答えできないと思いますが、森林環境譲与税は歳入として本市にも入ってきますので、今後決算等でも議論していきたいと思っております。例えば味舌体育館の木材を利用した壁面とか、体育館の中のベンチは木を使っている、あと特別支援学級での木製の教育用具であるとか、木に関わるものを買う分については財

源を使ってもいいとなっているそうであり
ます。

そういった活用をされていることが、決算概要に既に出ておりますのでお話ししております。全部使い切らない場合は、摂津市では財政調整基金に積んでおられます。令和4年度で700万円ほども積んでいると。そうすると、財政調整基金に積んでしまえば、これは目的課税として集めたものが、結果的に一般財源として自由に使えることになってしまっていることも、やはり一定見ておかないといけない部分があると思います。森林のない都市部にも森林環境譲与税が下りてくる。森林があつて、保全には体制も、それから様々な事業も必要なのにとっても足りないため、森林環境税そのものが年収100万円を少し超えた方から年間1,000円を徴収する。それが森林環境保全に役立っているかと言えば、なかなかそうはならない矛盾した制度ではないかと、改めて感じているところがあります。その点はこの条例でどうこうということではありませんが、この制度そのものについては、やはり大いに議論すべきだと思います。

それから府民一人、市民一人当たり、2012年以降ずっと環境税として市府民税それぞれ500円ずつ付加してきました。ですから、これまで市府民税、合わせて5,000円、途中で大阪府の森林環境課税で300円プラスになって、5,300円になりました。今回、延長がなければそこで止まりますから4,000円に戻るべきところが、この森林環境税という国税によって、さらにまた5,000円に戻るわけでありまして。物価高騰等で、割引券等を配布している摂津市の独自の努力に水をかけるような税制ではないかと私は理

解をしております。そういう点では摂津市としても、そういった理解をぜひした上で、恐らく納付書が届けば多くの市民の皆さんから、これはどういうことだと質問や問合せもあると思います。その際に、そうした背景も含めて理解をしていただいた上でご説明をしていただかないと、国が決めたことですのでとの回答では市民もなかなか納得できません。摂津市としての独自の努力が無になってしまうことになるかと思っておりますので、その点については指摘をして、終わりたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時8分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、議案第57号について2点お聞きします。

現在、2035年に向けてガソリン車の販売を廃止するかもしれないとの方向で動いています。

その中で、電気自動車の急速充電設備が現在市内には3か所しかないが、今後増えていくのではないかと予想がつくわけです。摂津市内で起こっている火災で、電気火災が決して少なくない数であると認識しています。

この中でどのように、急速充電設備における火災予防に取り組んでいくのか、想定できる範囲内でお教えいただきたい。

二つ目です。喫煙の標識、もしくは禁煙

の標識をISO、実質規格に合わせるとのことです。これは、範を示せというわけではないですけれども、全庁的に禁煙になっていますので、これに対応すべきかと思えます。その予定などありましたらお教えてください。

以上、2点です。

○三好義治委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 それでは、ご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の電気火災についてでございます。現時点において摂津市管内では電気事故は発生しておりません。全国的にも重大な不具合による事故等は確認されておりません。

摂津市管内での電気火災と消火についてでございます。一旦まず電気を遮断し、その状態で感電するおそれを排除いたしまして、消防隊員等の活動をいたします。

そのような対策を行った上で、粉末消火器などにより、もし火災など起こった場合は消火をするものと定めております。

2点目についてでございます。市役所等、既存の建物で禁煙等の標識が設置され、また設置の工事がされているものによっては、従前の例としまして変更する必要はございません。改正条例施行後、開発等で標識設置の必要のある公共建物等にあつては、今後関係部局と協議、情報提供しながら、当該規定の標識の設置を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

電気火災においては、とにかく水の使用が絶対に無理な火災です。事故のないようにしっかり対応はしていただきたい。

それと、標識についても一定、先ほど申

し上げたように、範を示す意味でも、できれば早急に関係部局と調整していただいて、庁舎内でもその標識が活用されるようにしていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

以上にしておきます。

○三好義治委員長 ほかに。全員なし。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第36号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時14分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 安藤 薫